

石巻市道路占用料条例 新旧対照表
[令和5年4月1日改正]

改正			
占用物件		単位	占用料
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	870
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	850	
道路法第32条第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	18
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		26
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		38
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		51
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		77
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		100
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		180
	外径が0.7m以上1m未満のもの		260
	外径が1m以上のもの		510
道路法32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			850
道路法第32条第1項第5号に掲げる	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		430
	地下に設ける通路		260
その他のもの		850	

現行			
占用物件		単位	占用料
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420
	第2種電柱		650
	第3種電柱		880
	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		830
	その他の柱類		38
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	960
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	760	
道路法第32条第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	16
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		23
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		34
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		45
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		68
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		91
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		160
	外径が0.7m以上1m未満のもの		230
	外径が1m以上のもの		450
道路法32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			760
道路法第32条第1項第5号に掲げる	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		480
	地下に設ける通路		290
その他のもの		760	

石巻市道路占用料条例 新旧対照表
[令和5年4月1日改正]

改正				
占用物件		単位	占用料	
げ第2道 る6条路 施号第 法に1第 掲項3	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	9	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	87	
道路法 施行令 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	87
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	870
	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	87
	幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	9
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの		430
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	850
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	87	
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			85	
道路法 施行令 第7条 第8号 に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
る9令 道施 号第 路に 7法 掲条 施掲 第行	建築物		Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	
車びげ1令 道場 自る 0第 路動 施号 7法 車に 設に 条施 駐及 掲第 行	建築物	占用面積1㎡につき1年	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	
る条 道 第 路 急 1法 仮 1施 設 号 行 建に 令 業 掲 第 物 げ 7	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額	
る条 道 施 第 路 設 1法 3 施 号 行 に 令 設 第 け 7	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額	

現行				
占用物件		単位	占用料	
げ第2道 る6条路 施号第 法に1第 掲項3	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	10	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	96	
道路法 施行令 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	96
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	10
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	760
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	96	
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			76	
道路法 施行令 第7条 第8号 に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
る9令 道施 号第 路に 7法 掲条 施掲 第行	建築物		Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	
車びげ1令 道場 自る 0第 路動 施号 7法 車に 設に 条施 駐及 掲第 行	建築物	占用面積1㎡につき1年	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	
る条 道 第 路 急 1法 仮 1施 設 号 行 建に 令 業 掲 第 物 げ 7	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額	
る条 道 施 第 路 設 1法 3 施 号 行 に 令 設 第 け 7	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	